

住宅宿泊事業法に関する豊島区ルール案骨子

～国ガイドライン（現時点で未発出）の内容によっては、変更の可能性があります～

1 目的

○住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業に係る届出手続き及び事業の適正な運営に関する事項を定めることにより、国内外の観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応するとともに住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止することを目的とします。

2 区の責務

○区は、住宅宿泊事業の届出があったときは、届出住宅の所在地などについて公表します。

○区は、警察機関、消防機関、その他の関係機関と連携します。

○区は、住宅宿泊事業者に対し以下の項目について要請します。

- ・苦情が発生した際の誠実な対応
- ・区からの問い合わせに対する誠実な対応

3 事業者の責務

○事業を営もうとする者は、事業の実施を計画するにあたって以下の項目について事前の準備をしなければなりません。

- ・事業を実施する住宅の安全確保
- ・事業を実施する住宅が分譲マンションの場合は管理規約等の確認
- ・家主不在型で事業を実施する場合は管理業者との契約書等の提出
- ・関係機関等との相談、調整

○事業を営もうとする者は、届出に先立って住宅周辺住民等に対して書面等により事前周知をしなければなりません。

○事業者は、住宅の衛生を確保しなければなりません。

○事業者は、宿泊者に対し周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を説明しなければなりません。

○事業者は、住宅宿泊事業の実施に伴い発生した廃棄物を自ら適正に処理しなければなりません。

○事業者は、集合住宅等において事業を実施する場合、法に定める標識のほかに、郵便受けなど建物外部から認識できる標識を掲示しなければなりません。

○事業者は、苦情が発生した際は誠実に対応し、記録を作成するよう努めなければなりません。

○事業者は、周辺地域の善良な風俗の保持に努めなければなりません。

○事業者は、住宅宿泊事業に関し区が行う指導について誠実に対応するよう努めなければなりません。

4 宿泊者の責務

○宿泊者は、事業者から受けた説明を遵守し、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に努めなければなりません。

5 土地又は住宅提供者等の責務

○他人に土地又は住宅を提供する者は、賃貸借契約の締結の際、住宅宿泊事業の実施の可否について明記するよう努めなければなりません。

○建物の区分所有者は、管理規約等に住宅宿泊事業の実施の可否について明記するよう努めなければなりません。

6 法第18条に基づく条例による住宅宿泊事業の実施の制限

『区域・期間制限をする場合は、ここに記載』

7 ルールの見直し

○2020年東京オリンピック・パラリンピック大会終了時点で、住宅宿泊事業に対する苦情が法律の施行前と比べて急増するなど、本区内の生活環境が当該事業に起因して悪化したと認められる事象が継続的に生じているときは、本ルールを見直すものとします。